

答弁書第一七六号

内閣参質一九六第一七六号

平成三十年七月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院副議長 郡 司 彰 殿

参議院議員川田龍平君提出ニホンウナギの生息地保全、資源回復のための河川環境保全と再生に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員川田龍平君提出ニホンウナギの生息地保全、資源回復のための河川環境保全と再生に関する再質問に対する答弁書

一について

国土交通省において河川管理を行う上で必要な範囲で、アユやニホンウナギといった特定の魚の生息環境の保全等を重視して工事を行っている場合がある。

二について

多自然川づくりの情報共有や人材育成等について、例えば、国土交通省では、多自然川づくりの目的や事例等を紹介したホームページを開設しているほか、国、都道府県等の職員を対象として、最近の取組事例の紹介や意見交換等を実施することにより、職員の資質向上を図り、今後の川づくりに寄与することを目的とした「全国多自然川づくり会議」を開催している。

三について

お尋ねの「予防原則や順応的管理の考え方に沿って、ニホンウナギの生息地保全の取組について、どのような検討や検証がなされたのか」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であ

る。

四について

お尋ねについては、調査に膨大な作業を要することから、お答えすることは困難である。

五について

御指摘の「ニホンウナギの遡上に影響を与える河川横断構造物」については、その定義が明らかではなく、お答えすることは困難である。

六について

国土交通省の河川管理について、同省において調べた限りでは、ニホンウナギのみの生息環境の保全等を目的とした御指摘の「事例」については把握していない。

七について

いわゆる慣行水利権（以下「慣行水利権」という。）の、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条に規定する許可に基づく水利権への切替件数については、昭和四十年から平成二十七年までの合計で、五千六百九十二件である。

人について

慣行水利権を有する者がかんがい等のために取水を行っていると考えられることから、廃止することは困難である。

